

採択基準

令和9年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択

I 採択基準

1 採択の方針

採択に当たっては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の示すところに基づくほか、次により行うものとする。

- (1) 採択権者は採択における公正確保の徹底を図り、自らの権限と責任において適正な採択を行うこと。特に、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。
- (2) 採択権者は採択の組織及び手続を明確にし、採択事務の適正化を図ること。
- (3) 採択に当たっては、教育基本法や学校教育法に規定された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等、並びに岡山県教育大綱等の理念に則したものであること。
また、「2 採択の観点」を尊重し、別添の「令和9年度使用義務教育諸学校の教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による教科用図書）研究資料」を参考にすること。
- (4) 採択権者は専門的かつ綿密な調査研究を充実させること。
- (5) 採択権者は地域の実情や児童生徒の実態を十分考慮し、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。
- (6) 採択権者は採択に係る情報について、採択終了後には、自らの権限と責任において積極的な公開に努めること。

2 採択の観点

【文部科学大臣の検定を経た教科用図書】

(1) 内容の特徴・表現

- ①基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図る内容が充実していること。
- ②知識及び技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育む内容が充実していること。
- ③主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、補充的な学習や発展的な学習、家庭での自主的な学習が促される内容が充実していること。
- ④言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力を育成する活動の内容が充実していること。
- ⑤我が国と郷土の伝統・文化について理解を深め、尊重する態度を育てるとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことができる内容が充実していること。

(2) 構成・配列及び分量、使用上の便宜等

内容が系統的に構成され、学習を効果的に進めるために適切な配列であり、全体の分量及びその配分や表記が指導上適切であることや、目次、索引、凡例、諸表その他使用上の便宜について、よく考慮されていること。

【文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書】

(1) 内容の特徴・表現及び程度

- ・児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性を踏まえ、学習指導要領の教科の目標を達成するのに最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現ができるような配慮や工夫があること。

(2) 構成・配列及び分量

- ・可能な限り内容が系統的に構成されていること。
- ・学習を効果的に進めるために適切な配列であること。
- ・全体の分量及び表記等が指導上適切であること。

(3) 使用上の便宜等

- ・大きさ、紙質、製本等が教科用図書として使用する上で適切であること。

3 採択の手続

- (1) 市町村（組合）立小学校及び義務教育学校前期課程、岡山大学附属小学校並びに私立小学校の教科用図書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書）の採択

採択権者は、教科用図書の採択に当たって、「教科書採択事務取扱要領（平成3年3月発行）、令和8年3月31日付け7文科初第2868号通知及び令和8年3月31日付け7初教科第21号通知に基づき、適正かつ公正に採択を行うこと。

- (2) 市町村（組合）立中学校及び義務教育学校後期課程、県立中学校及び中等教育学校前期課程、岡山大学附属中学校並びに私立中学校及び中等教育学校前期課程の教科用図書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書）の採択

採択権者は、教科用図書の採択に当たって、「教科書採択事務取扱要領（平成3年3月発行）、令和8年3月31日付け7文科初第2868号通知及び令和8年3月31日付け7初教科第21号通知に基づき、適正かつ公正に採択を行うこと。

- (3) 市町村（組合）立小・中学校及び義務教育学校特別支援学級の教科用図書（文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書）の採択

特別支援学級において、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を使用する場合には、採択権者は、「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月発行）、令和8年3月31日付け7文科初第2868号通知及び令和8年3月31日付け7初教科第21号通知に基づき、適正かつ公正に採択を行うこと。

- (4) 県立特別支援学校、市立特別支援学校及び岡山大学附属特別支援学校の小・中学部の教科用図書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書）の採択

県立特別支援学校、市立特別支援学校及び岡山大学附属特別支援学校の小・中学部において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を使用する場合には、採択権者は、「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月発行）、令和8年3月31日付け7文科初第2868号通知及び令和8年3月31日付け7初教科第21号通知に基づき、適正かつ公正に採択を行うこと。

Ⅱ 選定に必要な資料

「令和9年度使用義務教育諸学校の教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による教科用図書）研究資料」